

(再 度) 入 札 公 告

分任支出負担行為担当官代理
海上自衛隊航空補給処
管理部契約課長 田邊 政之
(公 印 省 略)

下記のとおり、一般競争入札に付します。

記

1 入札に付する事項

調達要求番号	件名	数量単位	履行期限	履行場所
07-1-3986-1612-0003-00	消防設備等点検	1式	令和8年3月20日	仕様書のとおり

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の資格において等級A、B、C又はDのいずれかに格付けされ、競争参加資格を有している者(競争参加地域は問わない。)、又は当該競争参加資格を有していない者にあつては、競争執行日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められる者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。)又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3 契約条項、入札条件を示す場所

千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊航空補給処第1入札室

4 入札日時及び場所

- (1) 場 所 千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊航空補給処第1入札室
- (2) 日 時 令和7年5月27日 (火) 午前11時15分
(送達による入札書の受領期限は、 令和7年5月26日 (月) 午後5時必着)

5 入札参加申込の期間及び場所

- (1) 場 所 千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊航空補給処管理部契約課事務室
- (2) 期 間 公告日 ~ 令和7年5月23日 (金) 午後5時
- (3) 申 込 入札に参加する者は、上記期間内に一般競争入札参加申込書を提出すること。

6 入札保証金及び契約保証金

全額免除する。

ただし落札者が契約を結ばないときは、落札者が見積った契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

7 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札、仕様書又は内訳書を申込期限までに受領していない者の入札は無効とする。

8 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。ただし、契約金額が250万円を超えず、特約条項の付与もない場合は、請書の作成をもって代えることができる。

9 適用する契約条項

役務請負契約一般条項 債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項(中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合)

10 入札書の記載金額等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（総価）に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

11 その他

- (1) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (2) 送達により入札を行う場合は、入札書を調達要求番号、件名を表記した封筒に封入した上、更に当該封筒を封入し、外封筒に当たる封筒の表面に「入札書在中」の旨を朱書きして、必ず書留、簡易書留、配達記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律に定める信書便のうち書留の郵便物に準ずる取扱いをするものにより、4（2）に示す受領期限までに送達するものとする。
- (3) 仕様書の受領時に資格審査結果通知書の写しを契約課審査係に提出する。
- (4) 落札決定後、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者であることを確認するため、流動資産担保融資保証制度に伴う確認（別紙様式第1）を提出する（FAX可）。なお、債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項（別紙様式第2）の内容について、見積書の提出をもって締結に同意したものとする。
- (5) 入札に関する問い合わせ先
海上自衛隊航空補給処 契約課契約班 小林1曹
TEL 0438-23-2361 (内線5083)
FAX 0438-22-6913

送 付 の ご 案 内

入札参加予定者各位	作成年月日	令和7年4月28日
	発信枚数	本紙を含む枚
発信者: 〒292-8686 千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊 航空補給処 契約課契約班 小林 TEL : 0438-23-2361(内線5083)		
仕様書(内訳書)等の内容に 関する問合せ先	千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊航空補給処 担当課(担当者) 総務課 TEL : 0438-23-2361 (内線) 5031	

記

1	調達要求番号	07-1-3986-1612-0003-00
2	件名	(再度)消防設備等点検
3	市況価格調査書の様式	様式は問いません。 (御社が通常作成されている見積書の様式で構いません。)
4	市況価格調査書の提出先	航空補給処 原価計算課 飯塚 (内線:5105) FAX番号 0438-22-6913(手続簡素化のためFAX可) ※下見積は原価計算課へ提出してください。
5	市況価格調査書の趣旨	原価計算課では入札に参加される皆様から市況価格の調査を実施し、契約の指標となる予定価格を算定いたします。 以前に調達要求元へ提出された見積書は、予算の使用見込額を計算するためのものであり、予定価格を作成の都合上再度市況価格調査書の提出をお願いいたします。
6	市況価格調査書の提出期限	令和7年5月13日(火)
7	入札日時	令和7年5月27日(火) 11時15分
8	入札場所	千葉県木更津市江川無番地 海上自衛隊 航空補給処 第1入札室
9	入札書作成要領	(1)入札書に記載する金額は税抜き金額です。 (2)入札が一回目で決まらない場合は2回目を実施する場合がありますので、入札書は最低でも2枚以上ご用意ください。 (3)入札を再度実施(2回目)しても応札されない場合は、入札書のコピー欄に「辞退」と記入した辞退書も必要となります。 郵送にて参加される場合は、必ず辞退書を同封して下さい。
10	郵送による入札書の提出要領	入札書と辞退書を個別に封入し、調達要求番号・件名及び入札書、辞退書の区分、入札参加者名を記入して下さい。 各封筒を外封筒に封入し「入札書在中」と朱書きして、配達記録が残る方法(簡易書留郵便等)で送付して下さい。
11	郵送による入札書提出期日	令和7年5月23日(金) 17時まで

参加される際は現在の状況を鑑み、郵送札でのご参加にご協力頂けますようよろしくお願いいたします。

調達要求番号：07-1-3986-1612-0003-00

07-1-1374-1613-0003-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	—	仕様書番号	ZDS-9-A5013
名称	消防設備等点検	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	令和7年2月6日
		改正年月日	
		航空補給処管理部総務課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊航空補給処及び宿舎における消防設備等点検について適用する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

1) 仕様書

建築保全業務共通仕様書（最新版）

2) 法令等

海上自衛隊契約規則の実施に関する細部（海幕経第183号。27.3.18）

b) 関連文書

法令等

労働基準法（昭和22年法律第49号）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

消防法（昭和23年法律第186号）

建築基準法（昭和25年法律第201号）

消防法施行令（昭和36年政令第37号）

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

木更津市火災予防条例（昭和37年条例第24号）

消防設備点検資格者講習テキスト 第1種・第2種

2 役務に関する要求

2.1 履行場所及び期間

履行場所及び期間は、次による。

a) 履行場所

海上自衛隊航空補給処内（千葉県木更津市江川無番地）

宿舎（千葉県木更津市長須賀1620-2）

b) 期間

契約日～令和8年3月20日

1) 機器点検（前期点検）

令和7年7月1日～令和7年8月31日

2) 機器点検及び総合点検（後期点検）

令和8年1月13日～令和8年2月28日

2.2 役務の対象品目及び数量等

対象品目及び数量等は、付表1による。

2.3 役務の内容

付表1の対象品目の消防設備の点検を建築保全業務共通仕様書（最新版）及び関係法令に基づき実施するものとし、その他は次による。

- a) 点検の際は、必ず設備の清掃を行なうこと。
- b) 自動火災報知設備の受信機点検の際に、各建物受信機から庁舎受信機間の火災信号の確認をすること。
- c) 201～204倉庫の光電式分離型感知器は、動作確認試験のほか、高所作業車等を使用し、清掃及び光軸調整を行うこと。（天井高：最高約14m）
- d) 点検作業に必要な機材及び材料は、全て受注者負担とする。

3 監督及び検査

3.1 監督

監督官は、仕様書に基づき、現場立会い、工程管理及び書類審査を行う。

3.2 検査

検査官は、書類審査を行う。

4 提出書類

提出書類は、表1による。

表1－提出書類

番号	書類名	部数	提出期限	提出先	備考
1	着手届	2部	契約締結後速やかに	監督官経由 契約担当官等	海幕経第183号 書式第22
2	工程表	1部	契約締結後速やかに	監督官	様式適宜
3	作業員名簿	1部	契約締結後速やかに	監督官	様式適宜
4	点検結果報告書	2部	役務終了後速やかに	検査官	様式適宜
5	作業写真	1部	役務終了後速やかに	検査官	様式適宜
6	終了届	3部	役務終了後速やかに	検査官経由 契約担当官等	海幕経第183号 書式第22

5 その他の指示

5.1 管理

管理は、次による。

- a) 作業の実施に先立ち、作業責任者及び作業担当者を記載した作業員名簿を作成し、作業に必要な資格等の写しを添えて、監督官に提出するものとする。
- b) 作業に際しては、安全に留意し、災害、作業員の負傷等が発生する事がないように、受注者側の責任において管理・監督を行うものとする。

5.2 保全

- a) 受注者及び役務に従事する作業実施者は、役務に関係のない情報を閲覧してはならない。
- b) 受注者及び役務に従事する作業実施者は、役務において知り得た事項について守秘義務を負うものとし、ほかに漏らし又は利用してはならない。履行後においても同様とする。

5.3 官有施設の入出門等

役務に従事する作業実施者の入出門及び立入については、基地内の諸規則を遵守するものとする。

5.4 疑義の協議

この仕様書に関して、疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議するものとする。

付表 1 - 消防設備点検対象機器一覧表

① 消火栓設備

機器名		単位	201 202	203 204	庁舎	隊舎	Z-1 倉庫	構内	合計 (前期点検)	合計 (後期点検)
加圧送水装置		組	1	※	1	1	1	—	4	4
制御盤		面	1	※	1	1	1	—	4	4
消火栓	屋内	組	7	6	8	6	17	—	44	44
	屋外	組	6	—	—	—	—	8	14	14
起動用スイッチ		個	13	6	8	6	17	—	50	50
表示灯		灯	13	6	8	6	17	—	50	50
音響装置		組	7	6	8	6	17	—	44	44
水源		組	1	※	1	1	1	—	4	4
呼水装置		組	1	※	1	1	1	—	4	4
放水試験		式	1	1	1	1	1	1	—	6
注記 ※は、201・202 倉庫と同一ポンプ室から給水。										

② 動力消防ポンプ設備

分類等	単位	Z-1 倉庫	合計 (前期点検)	合計 (後期点検)
ポンプ作動試験	式	1	1	1
水源及び給水装置	組	1	1	1
ポンプ	台	1	1	1
内燃機関	組	1	1	1
付属品	式	1	1	1
放水走行試験	式	1	—	1
注記 特例申請により 203・204 倉庫の動力消防ポンプ設備を兼ねる。				

動力消防ポンプ設備諸元

各部名称	型式等	備考
動力消防ポンプ	水槽付き消防ポンプ自動車(水Ⅰ-A型) ジーエムいちはら工業株式会社製 GMW-15	
エンジン部	J07E 水冷直列5気筒4サイクル	日野自動車工業 SDG-FD7JEAA
ポンプ部	GM23 ポンプ級別:A-2	

付表 1 - 消防設備点検対象機器一覧表 (続き)

③ 自動火災報知設備

機器名		単位	201 202	203 204	庁舎	警衛所	隊舎	整備場	Z-1 倉庫	合計 (前期点検)	合計 (後期点検)
受信機 P型1級	70回線	面	—	—	1	—	—	—	—	1	1
	50回線	面	1	—	—	—	—	—	1	2	2
	40回線	面	—	—	—	—	—	1	—	1	1
	30回線	面	—	1	—	—	—	—	—	1	1
	15回線	面	—	—	—	—	1	—	—	1	1
受信機P型2級		面	—	—	—	1	—	—	—	1	1
差動式スポット型感知器		個	—	31	122	3	52	16	—	224	224
定温式スポット型感知器		個	—	4	22	2	22	4	6	60	60
煙感知器(光電式スポット型)		個	32	—	59	—	19	15	328	453	453
光電式分離型感知器		セット	16	16	—	—	—	—	—	32	32
発信機P型1級		個	11(13)	(6)	(8)	—	(6)	2	(17)	13(50)	13(50)
表示灯		灯	11(13)	(6)	(8)	—	(6)	2	(17)	13(50)	13(50)
音響装置		個	14(7)	9(6)	(8)	—	1(6)	2	3(17)	29(44)	29(44)
常用電源		組	1	1	1	1	1	1	1	7	7
予備電源		組	1	1	1	1	1	1	1	7	7
注記 () 内数字は、消火栓設備と共用。											

④ 誘導灯及び誘導標識

機器名	単位	201 202	庁舎	整備場	Z-1 倉庫	合計 (前期点検)	合計 (後期点検)
誘導灯(避難口・通路)	灯	28	—	—	54	82	82
誘導標識(避難口・通路)	枚	—	22	3	—	25	25

付表 1 - 消防設備点検対象機器一覧表 (続き)

⑤ 排煙設備

機 器 名	単 位	庁舎	隊舎	整備場	Z-1 倉庫	合計 (前期点検)	合計 (後期点検)
防火戸 (S型)	枚	—	3	—	—	3	3
防火戸 (引戸)	枚	4	—	—	—	4	4
防火シャッター (電動) (手動開閉装置・音響装置含む)	枚	—	1	1	6	8	8
防火ダンパー	個	41	—	—	—	41	41

⑥ 非常電源

機 器 名	単 位	201 202	庁舎	隊舎	Z-1 倉庫	合計 (前期点検)	合計 (後期点検)
非常電源専用受電設備 (低圧)	式	1	1	1	1	4	4

⑦ 配線点検等

区 間	単 位	201 202	203 204	庁舎	警衛所	隊舎	整備場	Z-1 倉庫	合計 (前期点検)	合計 (後期点検)
配線点検	式	1	1	1	1	1	1	1	—	7
各建物受信機～庁舎受信機確認	式	1	1	1	1	1	1	1	7	7

⑧ 消火器

機 器 名	単 位	前期点検	後期点検
		機能点検 (航空補給処内)	機能点検 (航空補給処内)
粉末消火器 10 型 (蓄圧)	本	121	121
粉末消火器 20 型 (蓄圧)	本	46	46
粉末消火器 50 型 (蓄圧) 車載式	本	4	4
機械式泡消火器	本	25	25
二酸化炭素消火器 15 型	本	15	15
二酸化炭素消火器 50 型車載式	本	2	2

付表 1 - 消防設備点検対象機器一覧表 (続き)

⑨ 非常警報装置

機 器 名	単 位	長須賀 宿 舎	合 計 (前期点検)	合 計 (後期点検)
操作部 (電源部)	組	2	2	2
起動装置 (発信機・押ボタン)	組	9	9	9
音響装置	組	15	15	15
表示灯	灯	9	9	9

